

社会福祉法人白鷹町社会福祉協議会役員等の報酬、費用弁償支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白鷹町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員、評議員及び顧問（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の報酬)

第2条 報酬支給対象者及び金額は、次のとおりとする。

- (1) 会長 年額 300,000円

(費用弁償)

第3条 役員等が、その職務に関する会議に出席するときの費用弁償として支給する額は、距離の遠近にかかわらず1会議につき3,000円とする。

(支給方法)

第4条 報酬の支給については、年額を12で除した額を毎月末に支給する。

- 2 費用弁償の支給については、会議終了後、口座振込にて支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。（一部改正：費用弁償）
- 3 この規程は、令和6年4月1日から施行する。（一部改正：会長報酬）
- 4 この規程は、令和7年7月1日から施行する。（一部改正：会長報酬・支給方法）